

ご契約のしおり

目次

● 主な保険用語のご説明	2	● 保険料のお払い込みについて	15
● お願いとお知らせ	4	● 保険料のお払い込み方法(回数)	
● 申込書・告知書は、ご自身で正確にご記入ください。		● 保険料のお払い込み方法(経路)	
● 保険証券、申込書・告知書の内容をご確認ください。		● 保険契約者の指定口座の変更について	
● 保険証券、ご印鑑、普通保険約款は大切に保管してください。		● 保険料のお払い込みの猶予期間について	
● お申し込みを撤回することができます。		● 保険金の支払事由が発生した場合の保険料について	
● コース変更、払込方法の変更は、更新時以外にはできません。		● 保険金について	18
● ご契約中の保険契約を解約すると、不利益になることがあります。		● お支払いする保険金について	
● 保険料は、口座振替にてお払い込みください。		● 保険金をお支払いできないことがある主な場合	
● 1年間の保険料は、責任開始日および更新日の満年齢に応じて決まります。		● 保険金のご請求手続き	
● 個人情報保護方針	6	● 保険金の支払時期	
● しくみと特長	10	● 保険金ご請求権の有効期間	
● お支払いする保険金額		● ご請求内容を確認させていただく場合があります。	
● 100万円コース保険料一覧		● 保険金受取人について	20
● 200万円コース保険料一覧		● 保険金受取人の指定について	
● 300万円コース保険料一覧		● 保険金受取人の変更について	
● ご契約に際して	12	● その他	21
● お申し込みに際しては、告知義務があります。		● 保険料控除について	
● 事実と異なる告知をされた場合などに、保険契約を解除することがあります。		● セーフティネットについて	
● 保険契約の締結状況などにより、保険金をお支払いしないことがあります。		● 保険期間と更新について	
● 傷病歴や通院の事実、健康状態などを告知された場合のお引受けについて		● 保険契約の解約について	
● コース変更の際も告知が必要です。		● 解約の際の未経過保険料について	
● 会社が承諾したときに、保険契約は成立します。		● 管轄裁判所について	
● 承諾から責任開始日までの流れ		● 保険契約者および被保険者の住所や氏名の変更について	
		● 苦情のお申し出先および相談窓口について	
		● 指定紛争解決機関について	

主な保険用語のご説明

- ❖ **会社** 「いきいき世代株式会社」のことです。
- ❖ **保険契約者** 会社と保険契約を結び、保険契約上のさまざまな権利（たとえば、契約内容の変更の請求などの権利）と義務（たとえば、保険料のお払い込みなどの義務）をもつ人のことです。
- ❖ **被保険者** 保障の対象となる人のことです。
- ❖ **保険金** 被保険者が支払事由に該当した場合に、会社から保険金受取人にお支払いするお金のことです。
- ❖ **保険金受取人** 保険金を受け取る人のことで、保険契約者をご指定いただく方になります。
- ❖ **契約年齢** 責任開始日における被保険者の年齢のことです。この保険契約では契約年齢は満年齢で計算します。
- ❖ **告知義務と告知義務違反** 被保険者は保険契約のお申し込みや保険金額が増額するコースへの変更をする際に、現在の健康状態、過去の傷病歴など会社が書面でご質問する内容について、会社に事実をありのまま報告していただきます。これを「告知義務」といいます。会社に報告していただいた内容が事実と違っていた場合は、「告知義務違反」として、会社は保険契約を解除することがあります。
- ❖ **失効** 保険料のお払い込みがない場合、保険契約の効力が失われることです。
- ❖ **猶予期間** 第2回以後の保険料の払込期月内にお払い込みの都合がつかない場合のために設けている、お払い込みを猶予する期間のことです。猶予期間内に保険料のお払い込みがないと保険契約は失効します。なお、第1回保険料については猶予期間はありません。
- ❖ **支払事由** やっかん 約款に定める保険金をお支払いする場合のことです。

- ❖ **責任開始日** 会社が保障を開始する日のことで、契約年齢や保険期間の計算基準日になります。
- ❖ **責任開始日の応当日** 責任開始日に対応する日のことで、月単位に責任開始日の応当日があります。
例：責任開始日が平成21年4月1日の保険契約の場合、月単位の責任開始日の応当日は平成21年5月1日以後の毎月1日
- ❖ **払込期月** 責任開始日の応当日の属する月の1日から末日までのことです。
- ❖ **未経過保険料** 保険期間の途中で保険契約を解約した場合などに、保険契約者に払い戻される保険料のことです。
- ❖ **引受け** 保険契約のお申し込みをお受けすることをいいます。
- ❖ **保険期間** 会社が保険契約上の責任を負う義務がある期間のことです。
- ❖ **保険期間満了日** 保険期間が終了する日のことです。
- ❖ **保険証券** 保険金額や保険期間などの保険契約の内容を具体的に記載したもので、保険契約の成立を証明するものです。
- ❖ **保険料** 保険契約者が会社へ払い込むお金のことです。
- ❖ **保険料払込期間** 保険契約者が保険料を払い込む義務がある期間のことです。
- ❖ **免責事由** 約款に定める保険金をお支払いできない場合のことです。
- ❖ **普通保険約款** 会社と保険契約者との間の保険金のお支払い、保険料のお払い込みなど、保険契約の内容をあらかじめ定めたものです。

お願いとお知らせ

●申込書・告知書は、ご自身で正確にご記入ください。

- 申込書は、必ず保険契約者・被保険者それぞれがご自身でご記入・ご捺印ください。
- 告知書は、被保険者の健康状態や傷病歴などをお知らせいただくものです。被保険者ご自身が正確にご記入くださるようお願いいたします。
(※詳細は別紙「お客様に正しく告知をしていただくために」をご確認ください)

●保険証券、申込書・告知書の内容をご確認ください。

- 保険契約が成立し、初回保険料の振替を確認しますと、保険契約者に「保険証券」と「保険契約申込書・預金口座振替依頼書および健康状態の告知書」の写しをお届けいたします。
- 保険契約者および被保険者は、お申し込みの内容に相違がないか、告知された内容が間違っていないかをご確認ください。万一相違していたり、疑問な点がありましたら、すぐに会社までご連絡ください。

●保険証券、ご印鑑、普通保険約款は大切に保管してください。

- 保険契約申込書に捺印されたご印鑑や保険証券は、将来のお手続きにも必要となりますので、大切に保管してください。
- 普通保険約款には保険契約の内容が詳細に記載されていますので、よくお読みのうえ大切に保管してください。

●お申し込みを撤回することができます。

- 保険契約の内容に納得がいけない場合、保険契約の申込日から責任開始日の前日（消印有効）までに、書面（封書またはハガキ）により保険契約のお申し込みを撤回することができます。お電話や会社の募集人に口頭でお伝えいただいても、お受けすることはできません。また、ご郵送いただいた書面に不備があった場合、撤回の処理が間に合わなくなる場合があります。

【書面にご記入いただく事項】

- ① 保険契約の申し込みを撤回する旨
- ② 保険契約者の署名または記名・捺印

③ 保険契約の申込日

④ 保険契約者の住所、電話番号

●コース変更、払込方法の変更は、更新時以外にはできません。

- コースの変更は、保険金額が増額する場合も減額する場合も、更新時にのみ行うことができます。
- 保険金額が増額する場合は保険期間満了日の1か月前までに所定の用紙でお申し込みください。
- 保険金額が減額する場合は保険期間満了日までに所定の用紙でお申し込みください。
- 保険金額が増額するコースへの変更の際には、再度、健康状態の告知書をご提出いただきますので、告知内容によっては変更できない場合もあります。
- 80歳以後は、保険金額が増額するコースへの変更はできません。
- 払込方法の変更（月払→年払、あるいは年払→月払）は更新時にのみ行うことができます。保険期間満了日までに所定の用紙でお申し込みください。

●ご契約中の保険契約を解約すると、不利益になることがあります。

- 現在ご契約の保険契約を解約し、新たに保険契約をお申し込みいただいた場合、被保険者の健康状態などによってはお引受けできないことがあります。

●保険料は、口座振替にてお払い込みください。

- 保険料は、保険契約者が指定した金融機関からの口座振替で会社にお払い込みいただきます。契約者名義の口座をご指定ください。

●1年間の保険料は、責任開始日および更新日の満年齢に応じて決まります。

- ご加入いただく場合、保険料は、責任開始日の満年齢に応じた額となります。申込日から責任開始日までの間に年齢が変わる場合はご注意ください。
- 更新される場合の保険料は、更新日ごとに、その時点の満年齢に応じた額となります。

個人情報保護方針

いきいき世代株式会社は、少額短期保険事業を行うにあたり、下記の通りに個人情報保護方針を定めるとともに、個人情報の取り扱いにつき、法令およびガイドラインを遵守し、個人情報保護施策の確実な実行および継続的な改善を行います。

1. 法令等の遵守および情報主体であるお客様の権利への配慮

当社は個人情報保護に関する法令・規範およびガイドラインを遵守し、お客様の個人情報や権利への配慮を全社的に徹底いたします。

2. 個人情報の取得

法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ利用目的を明らかにした上で、業務上必要な範囲内で、かつ、適正な方法により個人情報を取得いたします。

[取得方法の例示]

以下の方法にて、お客様の個人情報を取得させていただきます。

- 各種商品に関する資料を請求いただいた際に、電話、はがき等を通じて取得する方法
- 保険契約締結時にご提出いただく、申込書、告知書、その他ご契約の締結に必要な書類を通じて取得する方法
- 保険金・給付金等の請求時にご提出いただく、請求書、その他お支払い手続きに必要な書類を通じて取得する方法
- 名義変更等のお申し出の際にご提出いただく、請求書、その他ご契約の維持管理の手続きに必要な書類を通じて取得する方法
- 各種お問い合わせ、ご相談に際して、迅速かつ適切な対応を行うためにお電話の内容を記録または録音する方法
- 共同利用契約に従い、いきいき(株)より取得する方法

3. 取得する個人情報の種類

ご本人の住所、氏名、生年月日、性別、職業、電話番号、健康状態など、保険契約の締結、維持管理、商品のご案内ならびに諸サービスの提供に必要な情報を取得しております。

4. 個人情報の利用目的

- ① 各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、給付金の支払い等、法令で定めた保険事業を行うため
- ② DM等の送付等商品・サービスのご案内のため
- ③ 各種アンケート、マーケティングや商品開発のため
- ④ 雑誌等の掲載記事のための取材等の申し入れのため
- ⑤ その他当社業務に付随するお知らせや通知の送付およびお問い合わせ受付のため
- ⑥ いきいき株式会社とのお名前、ご住所、電話番号、メールアドレス等の範囲での共同利用のため
- ⑦ ①から⑥の業務を行うにあたり、再保険会社へ必要な範囲で個人情報を預託するため

5. 個人データの提供

当社はお客様の同意がない限り、以下の場合を除いてお客様の個人データを第三者に提供することはありません。

- ① 法令により必要とされる場合
- ② 利用目的達成に必要な範囲内で業務の委託先に提供する場合
- ③ いきいき株式会社との間でサービスの共同実施、双方のご案内等必要な範囲で共同で利用する場合
- ④ 再保険のために再保険会社に個人情報を提供する場合
- ⑤ その他、個人情報の保護に関する法律に基づき提供が認められている場合

[委託業務の例示]

以下の業務等について、業務の委託を行っております。なお、これらの業務の一部および全部を委託する場合、お客様の個人データの取り扱いについて、当社は当該委託先に対し適切な監督を行います。

- 少額短期保険にかかわる確認業務
- 情報システムの保守、運用業務
- 書類発送業務
- 印刷業務

6. 機微(センシティブ)情報の取扱い

機微(センシティブ)情報(政治的見解、宗教、思想および信条、労働組合への加盟、人種および民族、門地お

よび本籍地、保健医療および性生活、並びに犯罪歴に関する情報)について、当社は、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(平成16年金融庁告示第67号)に基づき、少額短期保険業の適切な運営を確保するために必要な範囲内で取得し、同ガイドラインに掲げる例外の場合を除き、ご本人の許可なく利用または第三者提供いたしません。

7. 個人データの共同利用

「4. 個人情報の利用目的」の①～⑤に記載する利用目的のため、いきいき株式会社との間で、以下のとおり個人データを共同利用いたします。

- ① 個人データの項目：氏名、住所、電話番号、メールアドレスその他の基本情報(保険契約内容、病歴等の機微情報は共同利用いたしません。)
- ② 個人データ管理責任者：いきいき世代株式会社

8. 個人情報の適正管理

取得させていただいた個人情報の漏えい、滅失、き損などの防止策を講じ、厳正な管理により保管・利用いたします。定期的または必要に応じ、防止策の見直し・是正をいたします。また、その管理基準は、金融庁のガイドラインに基づき、適正な管理を行います。

9. 個人情報保護体制および個人情報保護施策による継続的改善

当社内に個人情報保護のための組織体制を確立し、金融庁ガイドラインに準拠した個人情報保護施策を実行し、かつ、システム技術や社会動向などの状況を考慮した定期的な監査および確認を行うことにより、継続的な改善を実施し、お客様が安心して当社サービスをご利用いただけるよう努めます。

10. 個人情報の開示・訂正・利用の停止およびお問い合わせ

ご本人から個人情報の開示・訂正などのご希望があった場合には、速やかに対応いたします。利用停止のご希望に対しては、法令に基づき速やかに対応いたします。個

人情報の取り扱いおよび管理ならびに当社からのDM等の送付等による商品・サービスのご案内の停止に関するお問い合わせは、下記窓口でお受けいたします。

11. お問い合わせ窓口

お客様相談窓口

Tel 0120-19-0703

<受付日時>午前10時～午後6時
(土・日・祝日・年末年始等の休日を除く)

Fax 0120-74-8165

E-mail privacy@i-sedai.com

しくみと特長

- 小さなご負担で万一の場合に葬儀代程度のお金を遺すことができる、“身ぎれいに生きる”ための保険です。
- 90歳まで保障を継続できる掛け捨て型の1年定期保険です。

- 1 20歳から79歳の方までお申し込みいただけます。
- 2 保険期間は1年間。1年ごとに89歳まで更新でき、90歳まで保障が続きます。
- 3 保険期間中に被保険者が死亡された場合、死亡保険金をお支払いいたします。
- 4 保険金額別に、100万円コース、200万円コース、300万円コースがあります。
- 5 24時間無料電話健康相談やこころのサポートなどの、健康サポートサービスも充実しています。

- 会社は、保険契約者間の公平性を保つため、被保険者の健康状態（保険金のお支払が発生するリスク）に応じて、お申し込みの引受対応を行っています。
- 被保険者の健康状態などによってはお申し込みをお断りすることがあります。

● お支払いする保険金額

コース	死亡保険金
100万円コース	100万円
200万円コース	200万円
300万円コース	300万円

コースの変更は、1年に1回の更新時にもみお受けします。ただし、更新時の年齢が80歳以上の場合、保険金額が減額するコースへの変更はできますが、増額するコースへの変更はできません。

- 少額短期保険業者が取り扱うことができる保険金には引受限度額があります。詳しくは、下記をご参照ください。

[少額短期保険業者の引受限度額]

少額短期保険業者として取り扱うことができる商品には、引受限度額があります。

- 保険業法に基づき、本商品の1被保険者にかかわる保険金の引受限度額は300万円となります。

● 保険料一覧

責任開始日および更新日の満年齢に応じて、1年ごとに1年間の保険料が決定します。（※（ ）で表示されている保険料については、年払のみのお取扱いとなります。）

〈男性〉

満年齢 (歳)	月払保険料(円)			年払保険料(円)		
	100万円 コース	200万円 コース	300万円 コース	100万円 コース	200万円 コース	300万円 コース
20～24	(230)	(460)	(690)	2,690	5,380	8,070
25～29	(240)	(480)	(720)	2,810	5,620	8,430
30～34	(260)	(520)	(780)	3,040	6,080	9,120
35～39	(320)	(640)	(960)	3,740	7,480	11,220
40～44	(420)	(840)	(1,260)	4,910	9,820	14,730
45～49	(600)	(1,200)	(1,800)	7,020	14,040	21,060
50～54	(880)	(1,760)	2,640	10,300	20,600	30,900
55～59	(1,330)	2,660	3,990	15,560	31,120	46,680
60～64	(1,760)	3,520	5,280	20,590	41,180	61,770
65～69	2,450	4,900	7,350	28,670	57,340	86,010
70～74	3,610	7,220	10,830	42,240	84,480	126,720
75～79	5,420	10,840	16,260	63,410	126,820	190,230
80～84	8,970	17,940	26,910	104,950	209,900	314,850
85～89	14,830	29,660	44,490	173,510	347,020	520,530

〈女性〉

満年齢 (歳)	月払保険料(円)			年払保険料(円)		
	100万円 コース	200万円 コース	300万円 コース	100万円 コース	200万円 コース	300万円 コース
20～24	(160)	(320)	(480)	1,870	3,740	5,610
25～29	(170)	(340)	(510)	1,990	3,980	5,970
30～34	(190)	(380)	(570)	2,220	4,440	6,660
35～39	(220)	(440)	(660)	2,570	5,140	7,710
40～44	(270)	(540)	(810)	3,160	6,320	9,480
45～49	(360)	(720)	(1,080)	4,210	8,420	12,630
50～54	(490)	(980)	(1,470)	5,730	11,460	17,190
55～59	(660)	(1,320)	1,980	7,720	15,440	23,160
60～64	(810)	(1,620)	2,430	9,480	18,960	28,440
65～69	(1,130)	2,260	3,390	13,220	26,440	39,660
70～74	(1,660)	3,320	4,980	19,420	38,840	58,260
75～79	2,580	5,160	7,740	30,190	60,380	90,570
80～84	4,800	9,600	14,400	56,160	112,320	168,480
85～89	8,830	17,660	26,490	103,310	206,620	309,930

※ 保険契約の計算基礎に著しく影響を及ぼす状況変化が発生したときは、会社の定めにより保険期間中に、保険契約の保険料の増額を行うことがあります。

ご契約に際して

●お申し込みに際しては、告知義務があります。

- 保険は、大勢の人々が保険料を出しあって相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い人や危険な職業に従事している人などが無条件に契約をすると、保険料負担の公平性が保たれません。そのため、保険契約者や被保険者には、健康状態などについて、正確に報告していただくことが必要です。
- 保険契約のお申し込みにあたっては、過去の傷病歴（傷病名・治療期間など）、現在の健康状態など、会社所定の「告知書」で会社が質問する事柄について、事実をありのまま正確にお知らせください。
- 告知は、会社所定の「告知書」にご記入いただくことでお受けします。会社の募集人に口頭でお伝えいただいても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。（※詳細は別紙「お客様に正しく告知をしていただくために」をご確認ください）

●事実と異なる告知をされた場合などに、保険契約を解除することがあります。

- 告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて故意または重大な過失により、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日（保険金額が増額となるコース変更をした場合はコース変更日、更新をした場合は更新前の最初の保険契約の責任開始日とします）から2年以内であれば、会社は「告知義務違反」として保険契約を解除することがあります。
- 責任開始日やコース変更日から2年を経過していても、保険金の支払事由が2年以内に発生していた場合には、保険契約を解除することがあります。
- 保険契約者または保険金受取人が保険金を詐取する目的または他人に保険金を詐取させる目的で事故招致したときや、保険金の請求に関して保険金受取人に詐欺行為があったときなどには、保険契約を解除することがあります。
- 保険契約を解除した際には、保険金の支払事由が発生していても、保険金をお支払いしない場合があります。

- 未経過保険料がある場合は、被保険者が死亡した日、それ以外は解除の通知をした日を基準日として未経過保険料をお支払いします（ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合などはお支払いしません）。

●保険契約の締結状況などにより、保険金をお支払いしないことがあります。

- たとえば、「現在の医療水準では治療が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症などについて故意に告知されなかった場合」など、加入時に詐欺行為や保険金を不法に取得する目的があったときは、責任開始日やコース変更日からの年数を問わず、保険金をお支払いしないことがあります。また、この場合すでにお払い込みいただいた保険料は、お返しいたしません。

●傷病歴や通院の事実、健康状態などを告知された場合のお引受けについて

- 告知の内容から、保険契約のお引受けについては、下記のいずれかの決定とさせていただきます。
 - ① 保険契約をお引受けする。
 - ② 保険契約をお断りする。

●コース変更の際も告知が必要です。

- 保険金額が増額となるコース変更に際しては、再度、告知をしていただきます。告知義務違反がある場合は、保険契約を解除することがあります。

●会社が承諾したときに、保険契約は成立します。

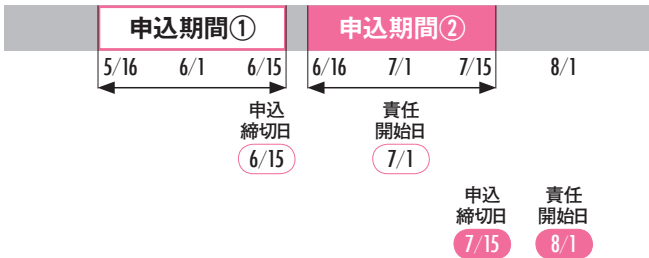
- 保険契約は、保険契約者からのお申し込みに対して会社が承諾したときに成立します。会社が承諾した場合は、保険契約者宛に責任開始日を記載した承諾通知を送付します。
- 会社が承諾するためには、「申込書（口座振替依頼書を含む）および健康状態の告知書」の書類が必要です。

保険料のお払い込みについて

● 承諾から責任開始日までの流れ

- 毎月15日を申込締切日として、その日までに保険契約が成立した場合は、翌月1日の責任開始日から保障が開始します。
- 申込書などに記入・捺印漏れがあったり、会社がお申し込みに関する確認に時間を要する場合などで、保険契約の成立した日が15日を過ぎた場合は、責任開始日が順延されます。

〈責任開始日までのスケジュール例〉



[申込書等に不備がない場合]

5月16日～6月15日（申込期間①）の間に会社が保険契約申込書などを受理し、かつ、そのお申し込みに対しての承諾をした場合、責任開始日は7月1日となります。

[申込書等に記入・捺印漏れがあり、当社での確認に時間を要する場合]

5月16日～6月15日（申込期間①）までの間に会社が保険契約申込書などを受理したが、保険契約申込書などの記入・捺印漏れや会社で確認に時間を要する場合などがあり、そのお申し込みに対しての承諾をしたのが6月16日～7月15日（申込期間②）となった場合、責任開始日は8月1日となります。

● 保険料のお払い込み方法(回数)

- 保険料のお払い込み方法は、月払、年払のうち、いずれか一つをお選びください。
- なお、保険料によっては年払のみのお取扱いとなります。

● 保険料のお払い込み方法(経路)

- 原則は、口座振替払いとなります。会社が提携している金融機関で、保険契約者の指定した契約者名義の預金口座から保険料を振替いたします。この場合、領収証は発行いたしませんので、通帳記帳をご確認ください。
- 口座振替が猶予期間中の振替日にできなかった場合に限り、例外的な措置として、猶予期間満了日までに、最寄りの金融機関等より会社指定の口座にお振り込みいただくか、会社に保険料を持参して払い込んでいただくことができます。振り込みの際の受領証は、領収証の代わりとなりますので、大切に保管してください。また、会社に保険料を持参した場合、会社は受領した際に所定の領収証を発行いたしますので、大切に保管してください。

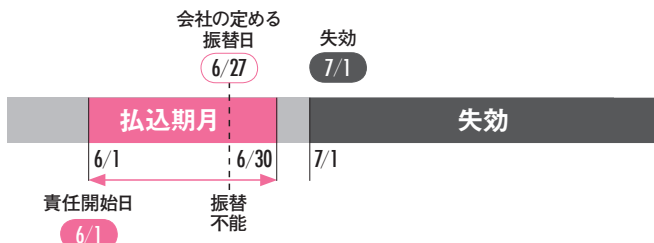
● 保険契約者の指定口座の変更について

- 指定口座の変更をされる場合は、すみやかに会社までお申し出ください。
- 指定口座の変更についてお申し出があった場合、会社は所定の事務手続きを経て、新たな指定口座に変更させていただきます。

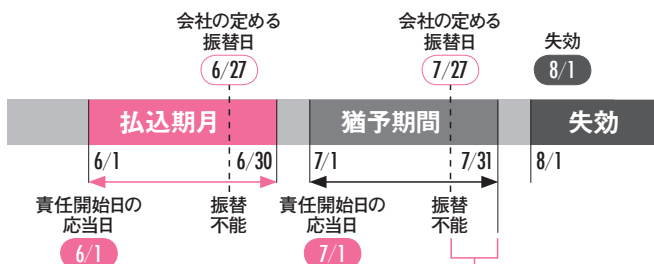
● 保険料のお払い込みの猶予期間について

- 保険料の口座振替が行われる前日までに指定口座に保険料振替に必要な残高があるようにしておいてください。
- 第1回保険料については、お払い込みの猶予期間はありません。
- 第2回以後の保険料お払い込みの猶予期間は、払込期月の翌月初日から末日までとします。
- 第1回保険料の払込期月に保険料のお払い込みがない場合は、保険契約は払込期月の翌月初日から失効します。
- 第2回以後の保険料お払い込みの猶予期間中に保険料のお払い込みがない場合は、保険契約は猶予期間満了日の翌日から失効します。
- 保険契約が失効した場合、保険契約の復活はできません。

＜第1回保険料未払いによる失効の例＞



＜第2回以後の保険料払込の猶予期間と保険料未払いによる失効の例＞

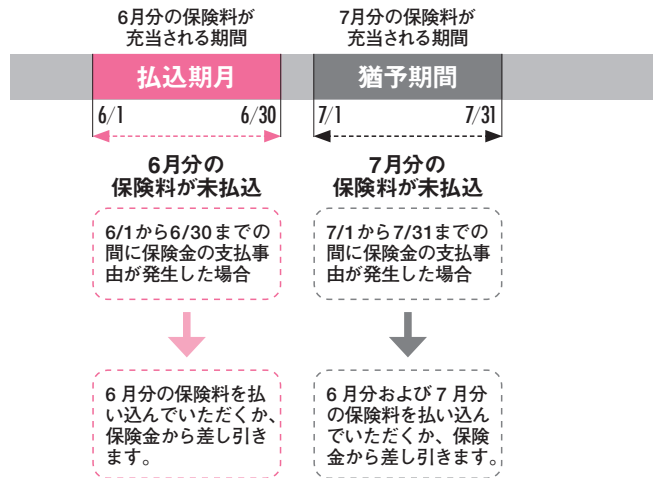


7月27日から7月31日のあいだに限り、送金払いおよび持参払いを認めます。

●保険金の支払事由が発生した場合の保険料について

- 保険料は、毎回の払込期月の責任開始日の応当日から次の払込期月の責任開始日の応当日の前日までの期間に充当されます。
- 保険料が払い込まれていない場合で、猶予期間までの間に保険金の支払事由が生じたときには、ただちに未払込保険料を会社にお払い込みください。ただし、保険契約者または保険金受取人からのお申し出があれば、保険金から未払込保険料を差し引いて保険金をお支払いすることもできます。

＜猶予期間中に保険料未払いの例＞



保険金について

●お支払いする保険金について

- 保険期間中に被保険者が死亡された際に、死亡保険金をお支払いします。

●保険金をお支払いできないことがある主な場合

- 保険契約が告知義務違反により解除となった場合
- 保険金を詐取する目的で事故を起こしたときなど、重大事由によりご契約が解除となった場合
- ご契約について詐欺の行為があつて取り消された場合や、保険金の不法取得目的があつてご契約が無効になった場合
- 保険料のお払い込みがなく、保険契約が失効した場合
- 死亡保険 普通保険約款第3条に記載されている免責事由に該当した場合

①責任開始日（保険金が増額となるコース変更をした場合はコース変更日とします。また、更新をした場合は更新前の最初の保険契約の責任開始日とします）からその日を含めて3年以内の自殺

- ②保険契約者の故意
- ③保険金受取人の故意
- ④戦争その他の変乱

●保険金のご請求手続き

- 保険金のご請求は、下記の手順となります。
 - ①保険金の支払事由が発生
 - ②保険契約者または保険金受取人が、会社指定の窓口（保険金・給付金請求受付センター）にご連絡ください。保険金受取人の方へご請求に必要な書類をお送りします。
 - ③保険金受取人の方は書類を準備し、必要事項をすべて記入し、所定の宛先にお送りください。
 - ④お支払いが決定しましたら、会社よりご指定の口座へ保険金をお振り込みします。
- ご請求に必要な書類は、死亡保険 普通保険約款の別表1に記載しています。

●保険金の支払時期

- 保険金は、事実の確認が必要な場合を除き、ご請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して5営業日以

内にお支払いいたします（請求に必要な書類に不備があつた場合には、お支払いが遅れることがあります）。

保険金を支払うための確認については、会社に提出された請求書類等だけでは確認できない場合には、確認事項とその内容に応じた一定の期間を下記のように規定しています。規定した期間を経過して保険金をお支払いする場合には、遅延利息を付けてお支払いいたします。

- ①保険金の支払事由に該当する事実の有無の確認、保険金の支払いの免責事由の確認、告知義務違反の確認、重大事由、詐欺等に該当する可能性の有無の確認等が必要な場合
……45日



- ②①の確認をするために、
 - (1) 弁護士法に基づく照会、その他の法令に基づく照会が必要な場合……180日
 - (2) 刑事手続きの結果についての捜査機関への照会が必要な場合……180日
 - (3) 日本国外における調査が必要な場合
……180日

●保険金ご請求権の有効期間

- 支払事由が確定したときから3年を経過しますと、保険金のご請求の権利がなくなります。未経過保険料についても、同一の期間となります。

●ご請求内容を確認させていただく場合があります。

- 保険金のご請求があつた場合、会社の社員または会社の委託を受けた者がその内容などについて確認させていただくことがあります。

●保険金受取人の指定について

- 保険契約者は、被保険者の同意を得たうえで、保険金受取人をお1人指定してください。

●保険金受取人の変更について

- 死亡保険金の支払事由が発生するまではお取り扱いいたします。ただし、変更後の保険金受取人をお1人指定していただき、被保険者の同意を得たうえで会社に通知を行ってください。

●保険料控除について

- 保険契約者が負担する保険料は、所得税法上、所得控除（生命保険料控除）の対象となっておりません。

●セーフティネットについて

- 当社は、少額短期保険業者であり、保険業法上、保険契約者保護機構の加入対象となっておりませんので、同機構による資金援助等の措置はありません。また、この保険契約は、保険業法上、破綻会社に係る保険契約者等の保護措置による補償対象契約には該当しません。ただし、破綻した場合の損失の補填や、資金の不正利用の防止等の観点から、少額短期保険業者登録時ならびに毎決算期に供託金を法務局に差し入れております。

●保険期間と更新について

- 保険期間は、責任開始日から1年間です。保険期間満了日までに当社所定の書面にてご契約を更新しない旨のお申し出がない場合、あるいは、当社から特段の意思表示のないかぎり、更新日に満89歳まで更新されます。

●保険契約の解約について

- 保険契約者は、いつでも保険契約を将来に向かって解約することができます。

●解約の際の未経過保険料について

- 保険契約が解約となった場合、すでに会社に払い込まれた年払保険料から、解約日における既経過月数（1か月未満の端数は切り上げます）に月払保険料相当額を乗じた額を差し引いた額を払い戻します。月払の場合、未経過保険料はありません。

●管轄裁判所について

- この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または保険金受取人の住所地を管轄する地方裁判所のいずれかを管轄裁判所とします。

●保険契約者および被保険者の住所や氏名の変更について

- お引越しやご結婚などで住所や氏名の変更をされた場合は、すみやかに会社までお申し出ください。

●苦情のお申し出先および相談窓口について

- ご契約に関する照会・各種お手続きはこちらへ

いきいき世代コールセンター

Tel (通話料無料) 0120-74-8164

(または 03-3235-3049 〈有料〉)

〈受付時間〉午前 9 時～午後 7 時

(日・祝・年末年始等の休業日を除く)

- 苦情のお申し出およびご意見・ご相談はこちらへ

お客様相談窓口

Tel (通話料無料) 0120-19-0703

(または 03-3235-3024 〈有料〉)

〈受付時間〉午前 10 時～午後 6 時

(土・日・祝・年末年始等の休業日を除く)

●指定紛争解決機関について

- 当社は、指定少額短期保険業務紛争解決機関である一般社団法人日本少額短期保険協会との間で、少額短期保険に関する苦情処理手続き・紛争解決手続き等の実施のための「手続実施基本契約」を締結しております。お客様と当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本少額短期保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本少額短期保険協会

「少額短期ほけん相談室」

〒104-0032 東京都中央区八丁堀 3-12-8 八丁堀SFビル2階

Tel 0120-82-1144 Fax 03-3297-0755

〈受付時間〉午前 9 時～12 時、午後 1 時～5 時

(土・日・祝・年末年始等の休業日を除く)

※詳しくは、一般社団法人日本少額短期保険協会のホームページをご覧ください。

<http://www.shougakutanki.jp/general/index.html>